

平成17年 3月29日

福祉部長 決定

加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和25年法律第164号）第25条の2第1項の規定に基づき、加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- (2) 要支援児童 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- (3) 特定妊婦 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) 関係機関等 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）への対策に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (2) 要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議に関すること。
- (3) 要保護児童等への対策に係る啓発活動に関すること。
- (4) その他要保護児童等への対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に定める関係機関等をもって組織する。

(会議)

第4条 協議会は、次の会議を開催する。

(1) 代表者会議

(2) 連絡会議

(3) 実務者会議

(4) 事例検討会議

2 代表者会議は、各年度の協議会の運営方針等を定めるため、別表第1に定める関係機関等が推せんする者により各年度1回以上開催する。

3 連絡会議は、協議会の運営に関する情報交換等を行うため、別表第2に定める関係機関等の担当者により必要に応じて開催する。

4 実務者会議は、要保護児童等に係る状況確認及び支援内容の検討を行うため、別表第3に定める関係機関等の担当者により各月1回以上開催する。

5 事例検討会議は、個別の要保護児童等に対応するため、当該要保護児童等に係る関係機関等の担当者により必要に応じて開催する。

(秘密保持)

第5条 協議会及び会議の構成員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市こども部家庭支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱の廃止)

加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱（平成 14 年 10 月 10 日福祉保健部長決定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区分	関係機関等
医療関係	一般社団法人加古川医師会 地方独立行政法人加古川市民病院機構
地域関係	加古川市町内会連合会
福祉関係	加古川市社会福祉協議会 加古川市民生児童委員連合会 加古川市内の児童養護施設 加古川市内の児童家庭支援センター 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市立保育園・認定こども園 加古川市内の私立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市こども部 加古川市配偶者暴力相談支援センター
教育関係	加古川市ＰＴＡ連合会 加古川市立中学校 加古川市立義務教育学校 加古川市立養護学校 加古川市立小学校 加古川市立幼稚園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部
人権擁護関係	加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部
警察司法関係	神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署
消防関係	加古川市消防本部
その他	その他市長が特に必要と認める者

別表第 2（第 4 条第 3 項関係）

区分	関係機関等
医療関係	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院 患者支援センター地域連携室
福祉関係	児童家庭支援センター虹の丘 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市福祉部地域福祉課 加古川市福祉部高齢者支援課 加古川市福祉部生活福祉課 加古川市福祉部障がい者支援課 加古川市こども部家庭支援課 加古川市こども部育児保健課 加古川市こども部幼児保育課 加古川市こども部こども療育センター 加古川市配偶者暴力相談支援センター
人権擁護関係	加古川市市民協働部人権文化センター
教育関係	加古川市教育委員会教育総務部学務課 加古川市教育委員会教育指導部社会教育課 加古川市教育委員会教育指導部学校教育課 加古川市教育委員会教育指導部教育支援課
消防関係	加古川市消防本部救急課
その他	その他市長が特に必要と認める者

別表第 3（第 4 条第 4 項関係）

区分	関係機関等
福祉関係	児童家庭支援センター虹の丘 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市福祉部生活福祉課 加古川市福祉部障がい者支援課 加古川市こども部家庭支援課 加古川市こども部育児保健課 加古川市配偶者暴力相談支援センター
教育関係	加古川市教育委員会教育指導部教育支援課
警察司法関係	兵庫県加古川警察署
その他	その他市長が特に必要と認める者